

令和7年度

資産等報告書の審査報告書

令和7年10月10日

みやま市政治倫理審査会

1 資産等報告書の提出状況

みやま市政治倫理条例(以下「条例」という。)第11条第1項の規定に基づく資産等報告書の提出状況は、次のとおりであった。

すべての提出義務者が条例第4条に定める提出期限までに資産等報告書を提出した。

資産等報告書の提出状況は、次のとおりである。

報告義務者 合計 19名

報告対象者 合計 34名

(1) 市長等及びその配偶者(5名)

報告項目

- ① 資産
- ② 地位及び肩書
- ③ 収入、贈与
- ④ 税等の納付状況

(2) 市議会議員及びその配偶者(29名)

報告項目

- ① 資産
- ② 地位及び肩書
- ③ 収入、贈与
- ④ 税等の納付状況

未提出者 な し

2 審査等の経過

令和7年7月31日付けで市長から資産等報告書の審査を求められ、審査を開始した。審査会の開催状況は次のとおりである。

(1) 令和7年度第1回審査会

日 時：令和7年10月9日(木) 9:55~12:20

場 所：市役所4階 委員会室

内 容：①会議録署名人の選任
②資産等報告書の審査

委員出席者：野田委員、宮地委員、田上委員、森委員、今村委員

説 明 者：秘書広報課職員、議会事務局職員、審査会事務局職員

(2) 令和7年度第2回審査会

日時：令和7年10月10日(金) 10:00～11:30

場所：市役所4階 委員会室

内容：①資産等報告書の審査
②審査報告書の作成

委員出席者：野田委員、宮地委員、田上委員、森委員、今村委員

説明者：議会事務局職員、審査会事務局職員

3 審査の方法

提出された資産等報告書について、条例、規則等に規定された記載要領に基づき、報告書への記載漏れ、添付資料の不足等がないか等の形式的審査を主に行った。

また、資産等報告書内容比較表により前年度状況との比較検証を行い、資産及び税額等の増減を確認し、疑義のあるものがないか審査を行った。

記載事項のうち不明な点については、報告義務者に対して、照会・回答を求めた。

4 審査の結果

今回の審査の過程において、報告書への記載漏れ、誤記又は記載上の不備等について照会及び回答の審査をした結果、問題点は適正に補正されており、これを了承した。なお、未回答事項については事実が判明次第、書面による報告を求め、軽微な記載漏れ及び記入誤りについては、提出義務者の責務に従い、適宜差し替えすることを求める。

上記の補正された内容を含め、34名分の資産等報告書について慎重に審査した結果、昨年と比較した資産等の変動状況をはじめ、その内容について大きな問題点はなく、当審査会は、今後継続して調査を要するような疑義は無いと判断した。

5 審査に係る意見

みやま市政治倫理条例第11条第1項の規定により審査を求められた資産等報告書の審査結果について、次のとおり意見を述べる。

資産等報告書の預貯金の有無については、チェックシート様式の改正もあり、審査のしやすさの観点からは改善が見られたが、一部未記載や誤記もあったため、徹底をお願いしたい。

有価証券の記載については、証券取引の多様化により円単位での換算が

難しいものも出てきているため、残高証明書のみならず、年末に交付される取引残高報告書などを活用し、金額の把握に努められたい。

資産等報告書全体を通して記載のゆらぎが見られるので、市民に公表するという観点から、チェックリストのさらなる改善（資産の有無と記載不要の混同防止）や表記方法のルール of 整理などを行い、適正な資産報告をお願いしたい。

審査会は、資産の増減等の正当性について審査する場でもあるから、適正な審査ができるよう、今後も継続的に改善に取り組むよう要望する。

各報告義務者においては、条例の趣旨及び目的を理解し、審査の公平性及び正確性等の観点から、報告すべき事項を確実に把握するとともに、報告書への記入には正確を期し、誤記や記載漏れ、必要書類の添付もれがないよう、今後も十分注意を払うようにしていただきたい。

最後に、今回提出された資産等報告書やその審査結果など、市政の公平性、透明性に繋がる事項については、市広報紙等による住民への積極的な周知を図り、住民に開かれた市政運営に努めていただきたい。

市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市長等、市議会議員が市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努めるとともに、市民一人ひとりが市政の監視者としてその責務を強く自覚することで、今後の政治倫理の水準が向上していくことを期待する。